

掛川市条例第17号

掛川市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の分限に関する条例（平成17年掛川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の<u>手続及び効果並びに職員の失職の例外</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の手続及び効果並びに職員の失職の例外</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(休職の事由)</u></p> <p>第2条 <u>任命権者は、職員が法第28条第2項各号に該当する場合のほか、学校、養成所その他これに準ずる公共的施設において、その職務に関連があると任命権者が認める教育を受ける場合は、休職を命ずることができる。</u></p> <p><u>(降給の種類)</u></p> <p>第3条 <u>降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。</u></p> <p><u>(降格の事由)</u></p> <p>第4条 <u>任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公</u></p>

正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 次のいずれにも該当する場合

(ア) 職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合

(イ) 指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合

(ウ) 当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合

イ 任命権者が指定する医師2人によって、心身の故障があると診断された場合において、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなきとき。

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第5条 任命権者は、次の各号のいずれにも該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(1) 前条第1号アの(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合

(2) 当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合

(降任、免職、休職及び降給の手続)

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 (略)

2 職員の意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

第6条 (略)

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第7条 職員は、第4条第1号イ及び前条第1項の規定による診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(休職の効果)

第8条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により休職の期間を定めようとする場合において、職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が当該期間の初日前に法第28条第2項第1号の規定に該当して休職の処分(以下「過去の休職」という。)を受けていたときは、第1項の規定により定める休職の期間は、3年から過去の休職の期間(前項の規定により復職したときは過去の休職の期間の初日から当該復職の日の前日までの期間とし、当該過去の休職につきこの項の規定により減算した過去の休職の期間があるときは当該期間を通算する。)を減算した期間を超えない範囲内において任命権者が定める。ただし、休職の期間を定めようとする休職の事由となる心身の故障が、過去の休職に係るものと異なる場合で、任命権者が当該過去の休職の期間を減算することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

4 第2条の規定に該当する場合における休職期間は、3年を超えない範囲で、その教育が終わるまでの間とする。

5 (略)

6 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。